

球磨村森林所有者意向調査業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和4年7月

球磨村 産業振興課 農林係

1. 提案公募に付する事項

ア 委託業務名

球磨村森林所有者意向調査業務委託

イ 委託期間

契約締結の日から令和5年3月24日（金）までとする。

ウ 仕様

「球磨村森林所有者意向調査業務委託特記仕様書（以下「特記仕様書」という）」のとおりとする。

エ 提案上限額

26,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

※この額は、プロポーザル実施にあたり、応募者に提示する事業費の上限であり、予定価格については、プロポーザルによる業者選定後、改めて設定する。

2. 参加資格要件

企画提案書等を提出する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 国、都道府県、市町村が実施する入札について、過去5年以内に森林関連業務で指名停止の措置を受けていない者であること。（林野庁、都道府県、市町村森林部局からの発注業務を指す。）

ウ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

エ 次の各号のいずれにも該当しない者であること。

① 破産法（令和16年法律第75号）第18条又は第19条の規定に基づく破産の申立てがなされている者

② 民事再生法（令和11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続の申立てがなされている者

③ 会社更生法（令和14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続の申立てがなされている者

④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団

⑤ 役員等が暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

オ 公示日の年度より過去5ヵ年において、国、地方公共団体またはその他の公共公益団体などが発注する「森林所有者意向調査支援業務」の実績があること。

カ 本業務の管理技術者として技術士（森林部門）、照査技術者として技術士（森林部門）の有資格者を配置できること。

キ 本業務の一括・主たる部分の再委託をしない者であること。

（注）主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等とする。

ク 単独企業又は共同企業体による応募であること。ただし、共同企業体の場合は、同種実績・技

術者等は代表者を評価し、その他（入札参加資格登録・指名停止等）は代表者及び構成員で評価する。

3. 参加確認書の提出

本業務に関して参加意思がある場合は、次により参加申込書を提出するものとする。

ア 提出様式

参加確認書（様式1）

イ 提出期限

令和4年8月12日（金）17時まで（必着）

ウ 提出先

事務局 球磨村 産業振興課 農林係

〒869-6401 熊本県球磨郡球磨村大字渡丙1730番地

TEL：0966-32-1115

FAX：0966-32-1100

エ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は、簡易書留郵便（宅配便可）によること。

※参加申込書を郵送提出した事業者は、提出期限までに、事務局に到着を確認すること。

4. 質問書の提出

本案件に対する質問は、質問の趣旨及び内容記載の上、ファックス又は電子メールで送信のこと。

質問内容及び回答については、参加承認事業者全員にファックス又は電子メールで回答する。

ア 提出様式（様式2）

イ 提出期限 令和4年8月9日（火）17時まで（必着）

ウ 提出先 上記 3.（ウ）に同じ

エ 提出方法 FAX：0966-32-1100

電子メール：s-oomuta@kuma.kumamoto.jp

※提出期限までに、事務局に電話で到着を確認すること。

オ 回答日 令和4年8月12日（金）17時までに一括回答を予定

5. 企画提案書等の提出

提出期限までに企画提案書等が提出されなかった場合、本案件の参加は認められない。

また、参加確認書提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式9）をすみやかに提出すること。

なお、辞退を理由に不利益を与えることは一切ございません。

提出に関しては、以下のア①～⑧を1組としインデックスを付けて一つにまとめ正本のみ押印すること。

ア 企画提案書の内容

別添業務仕様書に基づき、次に掲げる事項に対して企画提案書を作成すること。

① 表紙（様式3）

提出者および連絡担当者を記載し、代表者部分に押印のうえ、企画提案書表紙とすること。

② 会社概要（様式4）

名称、代表者の氏名、所在地、経営状況、業務登録状況などを記載すること。

③ 同種業務の実績（様式5-1）

公示日の年度より過去5ヵ年において、別添の特記仕様書度業務内容と同種の完了業務実績を記載し、証跡資料として、TECRISなどの写しを添付すること。なお、同種業務とは、森林所有者意向調査支援業務とし、5件以内とする。

④ 業務に関する表彰実績（様式5-2）

公示日の年度より過去3ヵ年において、国又は都道府県及び地方公共団体から森林業務に関する表彰実績を記載すること。

⑤ 業務の実施体制（様式6-1から6-3）

本業務に配置する管理技術者、担当技術者、照査技術者を指定して、それらの者が保有する技術者資格や業務実績などの経歴について記載すること。それぞれの技術者の立場は兼務することはできない。なお、業務実績は公示日の年度より過去5ヵ年とし、3件以内とする。

⑥ 特定テーマ

特記仕様書に記載する業務を実施するための方法などに関して、以下のテーマについて、A4縦版（両面印刷）横書き10枚程度（表紙・目次は含まない）とし、フォントサイズは11ポイント以上でわかりやすく明瞭に記載すること。様式は任意とする。

- (1) 実施方針、実施フロー及び工程表
- (2) 業務内容の実施方法について
- (3) その他提案

⑦ 業務内容 提案見積書の提出（様式7-1）

業務内容に係る提案見積を留意事項に基づいて作成すること。また、見積金額の内訳書も同時に作成し、添付すること。

※林野庁公文書や本村の過去発注実績を基に逸脱した見積は評価しない。

イ 提出期限

令和4年8月26日（金）正午まで（必着）

ウ 提出部数

5部（正本1部、副本4部）

エ 提出先

上記 3.（ウ）に同じ

オ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は簡易書留郵便（宅配便可）によること。

※企画提案書等を郵送で提出した事業者は、提出期限までに、事務局に電話で到着を確認する

こと。

6. 審査及び選定

ア 審査方法

球磨村森林所有者意向調査業務プロポーザル審査会（以下、「プロポーザル審査会」という。）を設置し、プロポーザル審査会において企画提案書等の書面審査及び応募者へのヒアリング審査を行う。

ヒアリング審査は、応募者によるプレゼンテーション20分、審査委員からの質疑応答を10分の計30分で行うこととし、審査委員は、次の評価基準に基づき審査する。説明者は、4名までとし説明資料の追加は認めない。

○審査基準

評価基準	配点
(1) 保有資格・業務実績等	15
(2) 配置予定技術者の能力及び経験	15
(3) 業務の理解度	5
(4) 作業工程	8
(5) 業務内容の実施方法について	30
(6) その他提案	9
(7) プレゼンテーション	15
(8) 業務価格	3
評価点	100

ウ 選定

審査評価点が最高得点を得た者を契約予定事業者として選定して、次に得点の高かった者を次点の契約予定事業者として選定する。

最高得点に同数が出た場合については、提案価格が廉価であった者を契約予定事業者とし、さらに見積額が同額であった場合は、プロポーザル審査会の投票で選定する。

契約予定事業者が何らかの理由により契約を締結できなかった場合については、次点の事業者を契約予定事業者とする。

エ 結果の通知

契約予定事業者などの選定結果は、選定後速やかに参加者全員へ書面をもって通知する。

なお、選定結果に関する異議の申し立てや質問には、一切応じない。

オ 審査の結果、適切な事業者がない場合は、委託事業者無しとした上で再募集を行う。

カ 応募者が1者であった場合、審査の結果、委託事業者として適当と認めるときは当該応募者を最優秀提案者とする。

7. スケジュール

選定に係る日程は次のとおりである。ただし、行政都合により多少日程が変更することがある。

- | | |
|--|----------------------|
| ① 公告 | : 令和4年7月29日(金) |
| ② 質問書の提出期限 | : 令和4年8月9日(火) 17時まで |
| ③ 質問書への回答 | : 令和4年8月12日(金) 17時まで |
| ④ 参加確認書提出期限 | : 令和4年8月12日(金) 17時まで |
| ⑤ 企画提案書等の提出期限 | : 令和4年8月26日(金) 正午まで |
| ⑥ プレゼンテーションの実施 | : 令和4年9月5日(月) 予定 |
| ※コロナウイルスの影響により、リモートプレゼンテーション又は中止し書類選考のみになる場合もある。 | |
| ⑦ 審査結果通知 | : 令和4年9月7日(水) 予定 |
| ⑧ 業務委託契約締結 | : 令和4年9月12日(月) 予定 |

8. その他

- ア 本提案公募（プロポーザル）に参加する事業者は、本公告文、仕様書等を熟読した上で提案公募に参加すること。
- イ 本提案公募（プロポーザル）に要する経費及び提出に関する費用はすべて参加する事業者の負担とする。
- ウ 提出書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- エ 提出後の企画提案書等の修正、変更又は追加は認めない。
- オ 提出された書類は一切返却しないものとする。
- カ 提出する企画提案書は、1事業者につき1案とする。
- キ 参加確認書の提出後に参加を辞退する場合は、すみやかに事務局へ連絡すること。
- ク 企画提案書等及びプレゼンテーション用資料の著作権は企画提案者に帰属する。ただし、本市が本提案公募（プロポーザル）の審査及び議会報告で必要と判断した場合は、企画提案書等及びプレゼンテーション用資料の複製及び内容を無償で使用できるものとする。
- ケ 業務委託契約を締結した事業者の企画提案書等及びプレゼンテーション用資料の内容については、本村が必要とする範囲で公開することがある。
- コ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者は、失格とする。